

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制を進めたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でした。しかし、2018年に県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民の暮らしは厳しく、「本土の7割の平均所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が限界となっていることこそ「市町村国保の構造的問題」であると認識していたはずで

す。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が県内2名、全国77名に達している（2018年全日本民医連「経済的事由により手遅れ死亡事例調査」2019年3月6日発表）という深刻な事態も起こっています。

このように、高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民の受療権を守るという皆保険制度の根幹を揺るがしているのです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」を目指す取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政面からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、このまま、地方に責任をおしつけたまま「赤字解消計画」を突出させて先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保の改善を進めていただくよう求めるものです。

記

- ①住民生活を守る立場で、全国知事会などが求めていた「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現すること。ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料（税）の抑制、引き下げを目指すこと。
- ②国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ「子どもの保険料均等割り」については廃止すること。
- ③滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。国保法44条や77条による減免

制度を拡充すること。

- ④「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、国保料（税）抑制のための「繰り入れ」を認めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 6 月 25 日
沖縄県豊見城市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣